

# 令和元年度 第1回 東区自治協議会 会議概要

開催日時	平成31年4月25日(木) 午後3時から午後4時30分
会場	東区プラザ ホール
出席者	<p>【委員】            國兼委員、作左部委員、和田委員、関根委員、野村(修)委員、長谷川委員、吉田委員、佐藤(清)委員、近藤委員、菊谷委員、月岡委員、野村(綏)委員、安藤委員、白井(俊)委員、白井(雅)委員、太田委員、川上委員、木村委員、後藤委員、佐藤(恵)委員、田中委員、貝津委員、大江委員、高橋委員、中川委員、山田委員、眞柄委員、土田委員、雪井委員 計29名            〔欠席：斎藤委員〕</p> <p>【事務局】            (東区)堀内区長、櫻井副区長(総務課長)、江戸地域課長、古寺区民生活課長、山田健康福祉課長、萩野保護課長、相澤建設課長補佐、鷺尾中地区公民館長、青木石山出張所長、井島東消防署長、辰口石山図書館長、高橋地域課長補佐、阿部教育支援センター所長、地域課職員            (本庁)渡邊学校人事課総括管理主事</p>
1. 開会	<p>(区長)            今年度第1回目の東区自治協議会となります。委員の皆様には、第7期東区自治協議会の委員にご就任いただき、大変ありがとうございます。この度の改選で、30人中10人の方に新たに委員をお引き受けいただきました。また、新潟市は、附属機関等における女性委員の割合45%以上を目標にしておりますけれども、東区自治協議会は、女性委員の割合が40%から46.7%と大きく上昇いたしました。45%という目標を達成したのは、8区中、北区・東区・西区の3区です。各団体の皆様には感謝申し上げます。皆様にはこれから2年間、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>さて、新潟市は、平成19年に政令指定都市に移行し、区制を敷いてから10年以上経つわけですが、これまで6期にわたる自治協議会において、市民が主役となる自治の実現を目指し、区民と区役所の協働の要として活発に活動をいただきました。これまでの皆様の取り組みを引き継ぎ、作り上げてきた土台を活かしながら、今後も人口減少、少子化、超高齢化といった大きな課題に対応し、心地よく暮らしやすい魅力溢れるまちの実現に向け取り組んでまいりますので、皆様からのお力添えをどうぞよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、平成としては最後になります、平成31年度第1回の東区自治協議会を開催いたします。</p> <p>(江戸地域課長)            議事に入ります前に、報告と確認をさせていただきます。本日は、斎藤委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、出席人数が新潟市区自治協議会条例第9条第2項の規定に達しておりますので、本会議は成立しております。</p> <p>本会議の議事内容は、市のホームページ上にて公開することになっております。会議</p>

	<p>概要作成のため、録音させていただきます。また、報道関係者から取材の申出があった場合は、許可してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>それでは、そのようにさせていただきます。</p> <p>次に、資料の確認をいたします。本日の資料は、資料 1 から資料 5 及び参考資料となっております。このうち、本日お配りした資料は、次第と資料 2「第 7 期東区自治協議会部門別部会構成員・担当分野」、資料 3「令和元年度区教育ミーティングについて」、資料 4「市立学校園の勤務時間外の電話対応について」、参考資料として「東区産業・観光フォトコンテスト」となります。</p>
<p>2. 委嘱状 交付及び委員 自己紹介</p>	<p>それでは、議事に入ります。はじめに、委嘱状の交付及び委員の自己紹介でございます。</p> <p>皆様におかれましては、4 月 1 日付けで第 7 期東区自治協議会委員にご就任いただいております。委嘱状につきましては、席の上に置かせていただきました。本来であれば、お一人ずつ交付すべきところですが、名簿順にお名前のみ読み上げをさせていただきます。後ほど、皆様から一言ずつ自己紹介をお願いいたします。</p> <p>(委員名読み上げ)</p> <p>それでは、自己紹介をお願いいたします。</p> <p>(委員自己紹介)</p>
<p>3. 職員紹介</p>	<p>続きまして、第 7 期最初の自治協議会ですので、出席しております職員を紹介いたします。</p> <p>(職員自己紹介)</p>
<p>4. 会長・ 副会長の選 出</p>	<p>(江戸地域課長)</p> <p>続きまして、次第の 4「会長・副会長の選出」に入ります。新潟市区自治協議会条例第 5 条に「会長・副会長を置き、委員の互選によりこれを定める」と規定されており、第 9 条に「会長は、会議の議長になる」と定められております。また、副会長の定数は、区自治協議会条例施行規則第 4 条で「複数置くことができる」とされており、東区ではこれまで副会長 2 名を選出しておりました。</p> <p>はじめに、会長の選出をお願いいたします。会長候補の自薦はございますでしょうか。ないようでしたら、他薦はございますでしょうか。</p> <p>(作佐部委員)</p> <p>私は今期で自治協議会委員 4 期目、これまで 3 期 6 年務めさせていただきました。この間、第 5 期、第 6 期の東区自治協議会の会長を務められました後藤委員を推薦させ</p>

ていただきたいと思います。

後藤委員は、見識、力量ともに大変優れた方であります。また、市の自治協議会会長会議の中でも主導的な役割を果たしてこられた方でございます。そういう力量の持ち主ですので、引き続き東区の自治協議会の会長を務めていただければと思っております。物理的にも精神的にも大変な仕事でありますけれども、どうか引き続きお務めいただければ幸いに思いますので、皆さんからもどうぞよろしくをお願いします。

(江戸地域課長)

今ほど推薦がありました後藤委員、いかがでしょうか。

(後藤委員より「承諾」の発言)

ほかに他薦はございますでしょうか。

只今、後藤委員の推薦がございました。皆さん、ご異議がないようでしたら、拍手で承認をお願いします。

(拍手)

それでは、会長は、引き続き後藤委員にお願いしたいと思います。

早速ですが、後藤会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

(後藤会長)

東区自治協議会がこれまで積み上げてきたものを基礎としまして、第7期の新しい委員の皆さんと一緒に務めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(江戸地域課長)

これより会長に議事の進行をお願いいたします。

(後藤会長)

では、続きまして副会長を選出いたします。事務局より説明をお願いいたします。

(江戸地域課長)

先ほど会長選出の前にもご説明させていただきましたが、副会長につきましても、委員の互選により選出することになっております。副会長の選出にあたりまして、事務局から一つ提案させていただきたいことがございます。東区は、これまで2名の副会長を選出してまいりましたが、最初の区長の挨拶にもございましたとおり、今期は多くの女性委員がいらっしゃいます。ほかの区では、3名以上の副会長を置いている区もあります。また、女性の副会長も多くおられることから、副会長を3名とし、女性からも副会長に就任していただければどうかと考えております。

事務局からは以上です。

(後藤会長)

それでは、皆様、今ほど事務局より提案がありました女性を含めて副会長を3名の体制とすることについて、何かご意見はありますでしょうか。

ご異議がないようでしたら、拍手をお願いいたします。

(拍手)

それでは、副会長について、自薦、または他薦がありましたらお願いいたします。

(長谷川委員)

副会長には、吉田委員、大江委員、それから女性では佐藤恵子委員を推薦したいと思います。

再任されている方はご存知だと思うのですが、吉田委員、大江委員におかれましては、前期の副会長を務められ、十分な成果も発揮していらっしゃいますので、ぜひ推薦したいと考えております。女性の佐藤委員は、第2部会の部会長として活躍していらっしゃいました。昨年度は、適応指導教室設置の要望書の提出について尽力された実績もあり、ぜひ推薦したいということでございます。

(後藤会長)

今ほど3名の方の推薦がありました。吉田委員、大江委員、佐藤恵子委員、いかがでしょうか。

(各委員より「承諾」の発言)

ほかに自薦、他薦はございますでしょうか。

それでは、皆様、ただいま推薦のありました3名の方でご異議がないようでしたら、拍手で承認をお願いいたします。

(拍手)

それでは、副会長に選出された3名の方は、よろしくをお願いいたします。

次に、会長の職務を代理する順序を決めさせていただきます。第1副会長と第2副会長には、前期も副会長を経験している吉田委員と大江委員からそのままなっただき、佐藤恵子委員に第3副会長をお願いすることでいかがでしょうか。ご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

ご異議がないようでしたら、拍手で承認をお願いいたします。

(拍手)

それでは、このたび副会長に選ばれました3名の方から、一言ずつご挨拶をいただければと思います。

(吉田副会長)

前期に続きまして副会長を務めさせていただきます。先ほどの自己紹介で、初心に戻ってというお話をいたしました。後藤会長を補佐しながら一生懸命務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(大江副会長)

前期に引き続き副会長をさせていただくことになりました。皆さんとともに、この会が充実し、住みよい東区になるよう努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(佐藤副会長)

このような大役を引き受けて大丈夫なのかと思いましたが、東区を愛する気持ちは誰にも負けないと思っております。微力ながら、東区に貢献できるのではと思ってお引き受けいたします。これからもこの東区のために会長を中心として皆さんとともに頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

## 5. 自治協議会関連事項

(後藤会長)

それでは、議事に入ります。自治協議会関連事項の(1)「東区自治協議会部門別部会の所属について」、事務局より説明をお願いいたします。

### (1) 東区自治協議会部門別部会の所属について

(事務局)

東区自治協議会では、委員の皆様がより深く自主的、自立的に議論する場として、市民協働部門の第1部会、福祉・教育・文化部門の第2部会、産業・環境部門の第3部会を設置しております。事前に所属部会の希望をとらせていただきましたが、各部会とも均等に10名となるように若干調整をさせていただきました、事務局案として資料2のとおりとさせていただきました。本日、この全体会議終了後に第1回目の部会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

そこで、各部会から部会長、副部会長の選出を議題に予定しておりますが、特定の委員に役割が集中するのを防ぐため、会長、副会長を除いた委員の方の中から選出していただきたいと思います。また、広報紙編集部会の委員を各部会から3名選出していただきたいと思います。

もう一つお願いになりますが、本年、3月末の委員の任期満了に伴うものとして、ほかの附属機関などの委員の推薦依頼がいくつかきております。推薦依頼のあったものは、「新潟市防災会議」、「犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会」、「国民保護協議会」、「水と土の芸術祭2018実行委員会」、「歴史浪漫プロジェクト実行委員会」となります。こちらは、関連のある部会よりそれぞれ推薦候補者を選出していただき、来月の

自治協議会にて皆様から承認をいただきたいと考えております。併せてよろしくお願いいたします。

(後藤会長)

ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等がございますでしょうか。

では、部会の構成につきましては、このとおりでよろしいでしょうか。

それでは、このように決めさせていただきます。

## 6. 報告事項

### (1) 令和元年度区教育ミーティングについて

次に、6「報告事項」の(1)「平成31年度区教育ミーティングの実施について」です。教育支援センターの阿部所長より説明をお願いいたします。

(阿部教育支援センター所長)

新潟市では、教育委員の区担当制を導入しており、各区を担当する教育委員は、資料3に記載のとおりです。今年度の東区担当の教育委員は、山倉茂美委員と市嶋洋介委員です。この区担当教育委員の活動として、2種類の教育ミーティングを実施しております。ミーティングの場において、市及び区の教育情報を皆様に提供させていただくとともに、区の実状や特性を把握し、市全体の教育の施策に活かしていきたいと考えております。

左側の区教育ミーティングの欄をご覧ください。こちらは、自治協議会委員と教育委員の懇談を行うものです。昨年に引き続き今年度も開催したいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。1回目は6月から9月までの間、2回目は10月から翌年1月までの間の年2回、自治協議会の全体会議や部会の開催日に合わせて、1時間30分ほどで行いたいと考えております。参加者については、1回目はすべての自治協議会委員の方を対象に開催し、2回目は教育を担当する第2部会の委員を中心に行いたいと考えております。

1回目の会議では、まず教育委員会が今年度進める施策について皆様に情報提供させていただき、ご意見をお伺いしたいと考えております。その後、事前に皆様と区教育支援センターで設定したテーマについて、その現状や課題などの意見交換をしていただきます。後日、テーマ設定に関して照会させていただきますので、よろしくお願いいたします。2回目の会議では、設定したテーマについて、1回目を踏まえ、課題への取組内容、成果などについて情報共有したうえで、意見交換していただきたいと考えております。

資料右側、緑色の部分と資料3枚目につきましては、区担当教育委員のもう一つの活動である中学校区教育ミーティングの実施内容を記載しております。こちらは、区担当教育委員が中学校区単位で行っている取組みです。地域の皆様からは、コミュニティ協議会の代表者などからご参加いただきたいと考えており、自治協議会にはコミュニティ協議会の代表の方もいらっしゃいますのでご紹介させていただいたものです。今年度の中学校区教育ミーティングの実施予定校は、東新潟中学校区と山の下中学校区です。開催の折りは、ご協力くださいますよう併せてお願いいたします。

教育ミーティングの概要については、以上です。

最後になりますが、第 1 回目の区教育ミーティングの日程につきましては、自治協議会会長や部会長とご相談のうえ決定したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

(後藤会長)

だいたいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

(2) 教職員の多忙化解消の取組みについて

では、次に(2)「教職員の多忙化解消の取組みについて」です。学校人事課より説明をお願いいたします。

(渡邊学校人事課総括管理主事)

新潟市では、平成 30 年に「第 2 次多忙化解消行動計画」を策定し、すべての教職員が生き生きと子どもと向き合うために、学校園、行政、保護者、地域が一体になった新潟市の働き方改革を推進していきます。働き方改革は学校だけの動きではなく、法律の改正を伴う国全体、社会全体の動きになっています。国の中教審では、学校における働き方改革の目的を大きく 3 つ述べています。「子どものためであればどんな長時間勤務も良しとするという働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは子どものためにはならない。子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることが、学校における働き方改革の目的である。子どものためと必死になって文字通り昼夜、休日を問わず教育活動に従事していた志ある教師が、適切な勤務時間管理がなされていなかった中で勤務の長時間化を止めることが誰もできず、ついに過労死等に至ってしまう事態は、本人はもとよりその遺族、または家族にとって計り知れない苦痛であるとともに、児童・生徒や学校にとっても大きな損失である。学校における働き方改革の実現により、教師は魅力ある仕事であるということが再認識され、これから教師を目指そうとする者が増加し、教師自身も士気を高め、誇りをもって働くことができること。」これが、学校における働き方改革の目的であります。

リーフレットの裏面をご覧ください。教育長のメッセージがあります。子どもたちのために学校における働き方改革を進めていくには、保護者や地域の理解と協力がぜひとも必要です。これまでも市、PTA 連合会との話し合いを重ねながら進めてきました。各地域を代表する自治協議会の皆様には、この機会をとおして学校における働き方改革について一層のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、リーフレットをお開きください。左側、教職員の勤務状況についてです。3 つグラフがありますけれども、最初のグラフは、教職員の時間外勤務の状況です。80 時間の割合が、月平均 11% を超えています。2 段目は、中学校の教職員の時間外勤務です。中学校の方がかなり長くなっているということが見えます。3 段目は、職位別になっています。教頭先生と主管教諭の時間外勤務が長いことが分かります。新潟市の平成 29 年度の勤務の状況からこのようなことが分かりました。

右側です。「私たち働き方改革応援団」として、市、PTA 連合会の皆さんやボランティア、地域の住民の方からの応援メッセージをいただいております。

それでは、もう1枚中を開いてください。A4が横に4枚並ぶ形になります。左側のピンク色の部分が、教育委員会の取組みです。右側に、学校現場、学校園で行っている取組みをまとめています。

左側に教育委員会によるバランスの取れた勤務のための取組みが示されています。勤務時間の把握や、適正な退勤時刻の目安の設定、休暇を取得しやすい環境づくり、学校閉庁日、年休取得促進日を設定しています。学校閉庁日、年休取得促進日というのは、いわゆる日番を置かないで、緊急連絡は教育委員会で受けるというような取組みです。勤務時間外の電話対応については、後程説明をします。

次に、学校支援の取組みです。スクールロイヤー制度というものがあります。このスクールロイヤー制度については、価値観が多様化し複雑化して、学校が抱える難しいトラブルや問題が非常に多くなってきています。スクールロイヤーが、法的知見からアドバイスや相談を行う制度を導入しました。スクールロイヤーというのは、教育委員会でお願している弁護士ということになります。これによって、教職員の精神的な負担の軽減につながっているという評価を行っているところです。

次に、適正な部活動のための取組みです。部活動には、大きな教育的意義がありますがけれども、過度の部活動が成長期の生徒に大きな負担になっていたり、指導する教職員の時間外勤務の大きな要因になったりもしています。従いまして、新潟市では、中学校部活動指導のガイドラインというものを策定して、これに基づいた部活動の徹底を図っているということです。また、国の事業を活用して、部活動指導員の配置というものも進めているところです。生徒の技術的指導の充実とともに、専門的な指導が難しい教職員にとっては、負担の軽減になっているという実態があります。

次に、右側の学校園の取組みについてです。各学校とも、多忙化を解消し長時間勤務を縮減するために、実態に応じてさまざまな取組みを行っているということが分かります。詳しい説明はここではいたしません、後ほどご覧ください。

それでは、勤務時間外の電話対応について説明いたします。資料4をご覧ください。これまで学校は、勤務時間外であっても、教職員がいればどのような時間帯であっても電話対応をしまいましたが、一部の保護者になると思いますが、平日の夜遅くに電話をされたり、休日や夜間に担任の自宅の電話や携帯電話に質問や苦情などをお寄せになるケースがありました。電話をされた方は、一刻も早く学校に伝えなければということなのだろうと思いますが、客観的に見たときにさほど緊急を要しない内容もあり、それらについての対応になります。学校園の教職員にとって授業や部活動が終了してから退勤するまでの時間というのは、その日の記録の整理、翌日の授業の準備、行事の計画等に係る業務を行う貴重な時間でもありますので、休日や夜間は休養し明日への鋭気を養うというプライベートな大切な時間でもあります。そこで子どもたちによりよい教育を行うための時間を確保するという観点から、外部からの電話に対する時間帯を市内で統一するという方向を目指します。

1つ目です。平日の朝の欠席連絡は、午前7時45分からとします。この時刻までに必ず職員の誰かが出勤しなければならないということではないのですけれども、職員が出勤している場合、これ以降の対応をさせていただきたいということです。2つ目、平日の夕方について、校種別になるのですけれども、幼稚園・小学校・特別支援学校は午



後6時まで、中学校・中等教育学校・高等学校は午後7時までとさせていただきます。部活動に参加した生徒が完全に下校するという時間は午後6時半の学校がほとんどということで、中学校・中等教育学校・高等学校については30分後ということで考えています。明鏡高等学校の夜間部については、午後9時45分ということであります。(3)、(4)、(5)については、ご覧ください。

一番心配な子どもの安全にかかる事件、事故の緊急連絡についてです。休日、夜間の警察事案等については、学校と情報共有が必要と警察が判断した場合、これまで同様、学校に連絡が入るようになっていきます。休日、夜間の緊急搬送事案については、市危機対策課から学校支援課担当に連絡が入ります。学校支援課から当該の学校の管理職に必ず連絡をするというシステムをとるということになります。

4月、5月については、今のような電話の対応について、保護者、地域住民への周知を行う期間とし、6月から全面実施してまいります。まず文書で趣旨や内容を説明し、PTA総会、自治会長会等の機会や学校便り等をとおして保護者、地域に丁寧に説明し、理解を得て進めていくということを考えています。学校の規模やPTAの取組みによっては、十分に周知ができて早めを実施する学校もあると思います。子ども教育委員会も、市PTA連合会の会合、区教育ミーティング等の会合で、直接保護者、地域の皆様に説明をしてまいります。先日は、副区長会議で説明をしました。本日、このように自治協議会で説明させていただいておりますけれども、8区の自治協議会で説明をさせていただいているところであります。

なお、地域教育コーディネーターが地域連携業務のために公用携帯電話を持っております。今まで地域内で起った交通事故等について、そちらの電話にされたという方もいらっしゃいましたが、この電話については、地域連携業務限定ということで使用しています。学校便り等を通じて保護者、地域に周知をさせていただくということでご承知おきください。

この取組みについてですが、全市で時間帯を統一していくことで効果があると考えています。周知徹底していきたいと考えていますので、ぜひ自治協議会の皆様からご理解とご協力をよろしくお願いいたします。この取組みによって教職員の負担が少しでも減って、子どもの教育活動のために使う時間が増える、新潟市の子どもたちの教育活動がより充実したものになっていくことを願っているところです。学校における働き方改革、勤務時間外の電話対応について説明させていただきましたが、このことについては、保護者、地域との連携を決して軽視するものではありません。今後も持続可能な方法で連携の質を高めながら、子どもたちのために学校と地域が一体となって教育を展開していけるよう学校にも指導していきたいと考えています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

(後藤会長)

ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

(田中委員)

時間外の電話対応は、応答メッセージ等になるのでしょうか。

(渡邊学校人事課総括管理主事)

すべての学校に応答メッセージを設定できるとよろしいのですが、そのような対応が可能な学校と、電話が鳴っているけれども出ない学校になります。早めにそのような応答メッセージができるようにしていきたいと考えています。

(田中委員)

やはり統一されるのが理想だと思います。PTA総会等で保護者への周知をお願いしたいと思います。それから、新潟市のPTA連合会の記事も載っていましたが、次年度も引き続き教育問題以外も自治会と協力していくということなのでよろしくお願いします。

(長谷川委員)

FAXの対応はどうなりますか。

(渡邊学校人事課総括管理主事)

基本的に拒否はできないので、FAXは受けつけることになります。

(長谷川委員)

学校によってFAXと電話が自動的に切り替わるようなものがあるので、その場合はどうなるのかと思って質問しました。

(渡邊学校人事課総括管理主事)

学校では電話とFAXの番号が違いますので、切り替わりはしないようです。

(後藤会長)

そのほかにございますでしょうか。

## 7. その他

では、続いて7「その他」です。事務局からお願いいたします。

(事務局)

資料5をご覧ください。平成31年度東区自治協議会開催予定になります。今年度の開催日程につきましては、記載のとおり予定しております。

続きまして参考資料として配布いたしましたチラシなどについてご説明させていただきます。

はじめに、区政懇談会の実施についてです。「区政懇談会の実施について」をご覧ください。今年度もコミュニティ協議会単位で区長出席の区政懇談会を開催いたします。日程は記載のとおり、5月10日の山の下地区コミュニティ協議会から始まりまして、6月23日の新潟市木戸地域コミュニティ協議会までとなっております。内容につきましては、東区組織目標に基づく主な事業や東区自治協議会の取組み、主な建設事業などに

	<p>についての説明や、区長との意見交換を予定しております。区だよりにおいても随時開催案内を掲載する予定です。参加申込みは特に必要ありませんので、ぜひご都合をつけていただき、皆様からご参加いただきたいと思います。</p> <p>続きまして「ゆめ・のせ・あがれ！寺山こい来いフェスタ」のチラシをご覧ください。こちらは、特色ある区づくり事業として、4月26日から5月26日の土・日と祝日に寺山公園で開催されるこいのぼりのイベントになります。自治協議会の提案事業「東区の魅力PRおもてなし事業」として、連休中は飲食ブースの近くにテントを立てて休憩スペースを設置いたしますので、皆様、こちらもぜひお越しください。第2部会の皆様には、アンケート調査などの役割をお願いすることもありますので、後ほど部会で説明させていただきます。</p> <p>それでは、次に「東区産業・観光フォトコンテスト」のチラシをご覧ください。これは、東区の産業や観光の魅力をPRするため、特色ある区づくり事業として地域課が実施するフォトコンテストになります。平成29年度に実施したコンテストの入賞作品を活用して、昨年度は自治協議会の提案事業として、東区の産業カレンダーを作成し、小・中学生に配布いたしました。応募の受付は10月からとなりますが、皆様のお近くにお写真好きな方がいらっしゃいましたら、ぜひご案内いただき、たくさん応募をいただけたらと思います。</p> <p>最後になりますが、「G20新潟農業大臣会合」に係る交通規制のチラシです。こちらは、5月11日、12日に朱鷺メッセで開催されますG20新潟農業大臣会合に係る警備や交通規制のチラシを、担当課から配布の依頼があったものになりますのでご覧ください。</p> <p>(後藤会長)</p> <p>そのほかにご報告のある方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>8. 事務連絡</p> <p>では、最後に、事務局から事務連絡をお願いいたします。</p> <p>(事務局)</p> <p>それでは、事務局より事務連絡をさせていただきます。次回の自治協議会全体会議は、平成31年5月30日(木)午後2時からとなります。こちらは、東区プラザホールで行います。時間が、今日は3時からでしたが、来月からは2時となりますので、ご注意ください。本日の席は、皆様、名簿順でお座りいただいておりますが、来月からは部会ごとにまとまった席となりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>本日、この全体会議終了後、各部会を開催したいと思います。第1部会は東区プラザの音楽練習室1、第2部会は会議室B、第3部会は会議室Cで行います。</p> <p>9. 閉会</p> <p>(後藤会長)</p> <p>以上をもちまして、平成31年度第1回東区自治協議会を閉会いたします。</p>
傍聴者	0名